

令和6年度 松山市立余土小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月4日 策定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、余土小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任
学年主任、養護教諭、指導教諭

【家庭地域等】

PTA、学校評議員
育成支援委員
主任児童委員
民生委員

【外部専門家】

支援センター
弁護士
松山東警察署
スクール
カウンセラー

【関係機関】

松山市教育委員会
子ども総合相談
福祉総合支援センター
医療機関
法務局等

【いじめの防止】

- ① 校内体制の確立
特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。また、毎月「学校生活アンケート」を実施し、いじめの早期発見・解消に努める。各学期に一度「教育相談週間」を設け、個々に児童全員と話す時間をつくる。
- ② 教師の指導力の向上
児童が「わかる」「活躍できる」ための授業改善を行い、児童の自己肯定感・自己有用感を高める。また、授業の中に児童が気持ちや考えを伝える場面をつくり、教師がしっかりと聞く姿勢を見せることで、教師に対する信頼感や安心感をもてるようにする。いじめ問題に関する指導上の留意点やいじめの認知基準などについて、教職員間の共通理解を図る。
- ③ 人権意識と生命尊重の態度の育成
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑤ 情報モラル教育の充実（1人1台タブレットの正しい使い方や SNS 等との安全な向き合い方の指導）
- ⑥ 自尊感情を高めることのできる学級経営や学校行事
互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じることで学級経営を充実したり、学校行事等で活躍できる場面を設定したりする。
- ⑦ 児童の自己指導力の育成
児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が主体的に取り組む活動を計画し、いじめを許さない環境づくりをする。
- ⑧ 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
家庭や地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（ひまわりの会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

いじめ防止対策年間計画

一学期
二学期
三学期

いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会（含保護者・地域等）

生徒指導に関する校内研修

人権参観日・人権集会

生徒指導に関する校内研修

情報モラル教室

いじめ防止対策委員会（含保護者・地域等）

・・・学校いじめ防止基本方針の策定

いじめアンケート⑨回

児童会活動・特別活動

縦割り活動

人権・道徳教育の充実

・・・学校いじめ防止基本方針の検証

【早期発見】

- ① 教職員による観察や情報交換、管理職への報告
休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配る。些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする（生徒指導部会、職員会議の有効利用）。また、対応が必要な場合は、指導状況を速やかに管理職へ報告して正しい情報を共有する。生徒指導部会では、各学年に事前資料を作成してもらい、それを基に話し合うことで、より一層の児童理解に努める。
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
定期的にいじめに関するアンケートを実施し、その結果を基に教育相談を行い、きめ細かな実態把握に努めるとともに、いじめを見た児童にも情報提供を求める。日頃からどの教職員にも気軽に相談できる環境をつくり、児童の言葉に耳を傾ける。
- ③ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談をもちかけられない児童や、いじめを心配する保護者からの連絡などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
(sos-s.yodo001@matsuyama-edu.ed.jp)←週に1回は受信ボックスを開きメールの有無を確認する。
- ④ 学校以外の相談窓口（「松山市子ども総合相談 943-3200」等）について周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、複数の教員により正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
いじめられている児童から、事実確認を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、いじめの加害児童への成長支援の観点から適切な指導を行う。いじめの状況にに応じて教育委員会との連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め、毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会（「安全安心指導者学校派遣事業」等）を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ わが子が「いじめる側」にならないよう話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○ 子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもにとっての安らぎの場としましょう。